

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	学校備品の購入について	
契 約 内 容	夏休み教材（「夏のびのび」「パーフェクト夏」）の供給契約	
契 約 期 間	令和2年7月22日～令和2年7月31日	
契 約 締 結 日	令和2年7月22日	
契 約 相 手 方	有限会社 富田文溪堂	
契 約 金 額	255,150円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルス感染症による学校保健特別対策事業として、休業期間中の復習を効果的に行うため夏休み教材を購入する。 本教材は株式会社文溪堂が出版し、取り扱い店が指定されていることから、上記選定業者に限定されるため	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	学校備品の購入について	
契 約 内 容	算数教材（数図ブロック、数え棒、時計）の供給契約	
契 約 期 間	令和2年8月20日～令和2年9月30日	
契 約 締 結 日	令和2年8月20日	
契 約 相 手 方	有限会社 富田文溪堂	
契 約 金 額	148,995円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルス感染症による学校保健特別対策事業として、密を回避し感染予防を実施するための教材を購入する。 本教材は株式会社文溪堂が出版し、取り扱い店が指定されていることから、上記選定業者に限定されるため	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	学校備品の購入について	
契 約 内 容	小学校教師用指導書の供給契約	
契 約 期 間	令和2年8月20日～令和2年9月30日	
契 約 締 結 日	令和2年8月20日	
契 約 相 手 方	有限会社 坂野書店	
契 約 金 額	160,930円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市で使用する教科書の取り扱いが指定されていることから、上記選定業者に限定されるため	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康推進課																									
件 名	犬山市休日急病診療所レセプトコンピュータ賃貸借																									
契 約 内 容	レセプトコンピュータ一式の賃貸借																									
契 約 期 間	令和2年9月1日～令和8年8月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年9月1日																									
契 約 相 手 方	PHCメディコムネットワーク株式会社																									
契 約 金 額	2,922,480円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市休日急病診療所のレセプトコンピュータについて、現在パナソニック製のシステムを使用している。レセプトコンピュータにあたり、継続してパナソニック製を使用することにより、現行システムから全データを移行する互換性が確保でき、操作方法の変更もないため、新システムを円滑に利用できるため、随意契約とするものである。																									
その他特記事項	なし																									

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防本部 消防署																									
件 名	N95マスク（排気弁付）の購入について																									
契 約 内 容	N95マスク（排気弁付）の購入。 N95マスクとは、多くの微粒子を捕集することができ、搬送者（救急隊）への感染リスクを軽減するもの。																									
契 約 期 間	納入期限 令和2年8月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年8月12日																									
契 約 相 手 方	日本船舶薬品 株式会社名古屋支店																									
契 約 金 額	753,500円（内消費税68,500円）																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルスの感染者が増加しており、救急隊員への二次感染予防が重要とされている。今後も感染防止への対応を継続する必要がある、迅速に資器材の補充を実施しなければならない。 そのため、需要が高まりつつある救急資器材の確保を行い、早急に納入する必要がある、救急資器材取扱業者に聞き取りを実施。 そこで、資器材を確保し、早急に納品できる業者は1社のみであった。 緊急の必要により競争入札に付すことができないため、随意契約の方法による契約の締結をするもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防本部 消防署	
件 名	感染防護衣セットの購入について	
契 約 内 容	感染防護衣セット（MAXGARD カバーオール型）の購入。 MAXGARD カバーオール型とは感染の原因となる飛沫・体液・血液の浸透を高いレベルで防御する、感染防護衣です。	
契 約 期 間	納入期限 令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年8月18日	
契 約 相 手 方	日本船舶薬品 株式会社名古屋支店	
契 約 金 額	327,800円（内消費税29,800円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルスの感染者が増加しており、救急隊員への二次感染予防が重要とされている。今後も感染防止への対応を継続する必要がある、迅速に資器材の補充を実施しなければならない。 そのため、需要が高まりつつある救急資器材の確保を行い、早急に納入する必要がある、救急資器材取扱業者に聞き取りを実施。 そこで、資器材を確保し、早急に納品できる業者は1社のみであった。 緊急の必要により競争入札に付すことができないため、随意契約の方法による契約の締結をするもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防本部 消防署	
件 名	感染防止衣（上下セット）の購入について	
契 約 内 容	感染防止衣（上下セット）の購入。 感染防止衣とは、感染の原因となる飛沫・体液・血液の浸透を防御することを目的とするため着用します。	
契 約 期 間	納入期限 令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年9月9日	
契 約 相 手 方	日本船舶薬品 株式会社名古屋支店	
契 約 金 額	2,627,900円（内消費税238,900円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>新型コロナウイルスの感染者が増加しており、救急隊員への二次感染予防が重要とされている。今後も感染防止への対応を継続する必要がある、迅速に資器材の補充を実施しなければならない。</p> <p>そのため、需要が高まりつつある救急資器材の確保を行い、早急に納入する必要がある、救急資器材取扱業者に聞き取りを実施。</p> <p>そこで、資器材を確保し、早急に納品できる業者は1社のみであった。</p> <p>緊急の必要により競争入札に付すことができないため、随意契約の方法による契約の締結をするもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防本部 消防署																									
件 名	救急隊員用ゴーグルの購入について																									
契 約 内 容	救急隊員用ゴーグル（ゴーグル M - 6 6 F（ベンチ付））の購入。 感染の原因となる飛沫・体液・血液から救急隊員の目を保護するものです。																									
契 約 期 間	納入期限 令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年8月18日																									
契 約 相 手 方	日本船舶薬品 株式会社名古屋支店																									
契 約 金 額	150,920円（内消費税13,720円）																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>新型コロナウイルスの感染者が増加しており、救急隊員への二次感染予防が重要とされている。今後も感染防止への対応を継続する必要がある、迅速に資器材の補充を実施しなければならない。</p> <p>そのため、需要が高まりつつある救急資器材の確保を行い、早急に納入する必要がある、救急資器材取扱業者に聞き取りを実施。</p> <p>そこで、資器材を確保し、早急に納品できる業者は1社のみであった。</p> <p>緊急の必要により競争入札に付すことができないため、随意契約の方法による契約の締結をするもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防総務課	
件 名	オゾン発生装置の購入について	
契 約 内 容	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、救急車内の除菌・殺菌を行うためのオゾン発生装置の購入をするもの。</p> <p>AL-11ES（オゾンコントローラー付き） 4台 TT-200CT 1台</p>	
契 約 期 間	令和2年9月10日	
契 約 締 結 日	令和2年7月20日	
契 約 相 手 方	一般社団法人ブレイクスルーバンク	
契 約 金 額	2,538,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、救急車内空間のウイルスを不活性化させるオゾン発生装置を導入し、救急隊員及び救急要請した市民への感染拡大防止を図るもの。</p> <p>緊急事態宣言は解除されたものの、感染流行の第2波、第3波が危惧されており、市内での感染拡大を防止するためいち早く導入する必要があることから納入可能な業者と随意契約を行うもの。</p> <p>なお、同装置は東京消防庁において導入済みである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防総務課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課																	
件 名	玩具殺菌乾燥保管庫の購入																	
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症予防対策として、子ども未来園及び子育て支援施設において、乳幼児の子どもたちが安心して過ごすことができるよう、玩具殺菌乾燥保管庫を購入する。 物品名：クリアトイ（チャイルド社製）同等品 数量：19台																	
契 約 期 間	令和2年9月30日から令和2年12月18日																	
契 約 締 結 日	令和2年9月30日																	
契 約 相 手 方	株式会社ジャクエツ 一宮店																	
契 約 金 額	6,165,500円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	○ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
○ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	指名競争入札を実施したが、3度の入札の結果、予定価格に達する入札がなく、不調となった。また、新型コロナウイルスの影響で物品の入手が困難との理由により、指名業者5者中4者が入札辞退という結果であった。 このような場合、仕様の見直しなど条件を変更し、改めて入札をすることが望ましいが、物品の入手が困難であるという状況を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、最低の入札価格を提示した株式会社ジャクエツ一宮店を契約の相手方とする。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課